

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

厚生委員長 宍 戸 治 重

### 厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

#### ○ 委員会開会月日

- (1) 令和3年11月12日
- (2) 令和3年12月10日
- (3) 令和3年12月21日

#### ○ 付託案件及び審査のてんまつ

##### 1 議案第61号 三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市市民協働センターの指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・市民協働センター設置に至る経緯と指定管理者候補者の組織構成及び自主事業の実施状況について
- ・利用実績の分析と利用促進に向けた取組について
- ・施設の安全性確保の取組と施設使用の承認・不承認に係る考え方及び管理運営に係る基本的考え方について
- ・指定期間における指定管理料の積算根拠と指定管理者候補者審議の在り方について
- ・市民サポーター養成講座、地域コミュニティ向けICT講座の事業効果の検証と多様な市民活動組織の支援に係る今後の方向性について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について
- ・指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果
- ・指定管理者候補者審議結果（一覧）
- ・指定管理者候補者審議結果（施設別）
- ・三鷹市市民協働センターの管理に係る事業実施計画書（再指定時）
- ・三鷹市市民協働センターの管理に係る収支計画書
- ・収支決算書（令和2年度三鷹市市民協働センター指定管理料内訳）
- ・令和2年度事業報告書（特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

三鷹市市民協働センターは三鷹市市民協働センター条例に基づいて運営されている。その中で「市民活動」について定義されているが、第8条では宗教や政治に関する活動を該当しないものとして除外すると規定されている。この定義自体が憲法に違反するおそれがある内容である。1階部分の印刷機やコピー機等を使うに当たって、市の定義する「市民活動」自体に問題があり、市民の活動を制限し、行動を委縮させることになりかねない。また、公の施設であるのに、最終責任者が市長であることを答弁で明言しなかったことは問題である。

今後、市民活動が市の責任の下、活発になされることを考えれば、この根拠条例には問題があると考え、本議案に反対する。

以上の討論の後、議案第61号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 所管事務の調査について

健康、福祉施策の充実に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。